

響灘臨海工業団地(西部)公募貸付実施要領

1 貸付地の概要

- (1) 所在地 ①北九州市若松区響町三丁目1番48
②北九州市若松区響町三丁目1番58
③北九州市若松区響町三丁目2番3
④北九州市若松区響町三丁目28番6
⑤北九州市若松区響町三丁目28番7

(2) 地目 雑種地(現況:宅地)

(3) 公募面積 35,800.92㎡(①~⑤合計)

(4) 用途地域 準工業地域(商港区)

※区画全部の賃借とします。(区画の一部のみの賃借は認められません。)

2 貸付対象者

コンテナ物流、倉庫・保管などの用に供する企業等

※商港区における用途に供することができる者に限定する。(ただし、地区の特性上、屋外による野ざらしでの飛散貨物の保管、スクラップ作業による用途は不可。)

3 公募方法

別添「公募貸付の方法」の通り

4 公募期間等

(1) 申込受付期間

令和8年4月24日(金)から令和8年5月14日(木)まで
(但し、閉庁日は除く)

(2) 受付時間

9時から17時まで(12時から13時を除く)

(3) 最低貸付料(年額)

年額29,499,958円(20,600円/㎡)

※上記期間内に申込のあった者の中から選考を行い、貸付対象者を決定する。

※応募者が1者の場合、上記価格を貸付料とする。

※応募者が複数の場合は、申込内容の審査による合格者の中から、上記価格を最低貸付料として借受希望価格(年額)の提示を受け、最も高い借受希望価格を提示した者を貸付対象者とし、当該希望価格で貸し付ける。

(4) その他留意事項

- ・貸付申込書の提出は、契約締結を約束するものではありません。
- ・本市から貸付申込者へ貸付対象者決定の通知後、貸付申込者の事情により市の指定する期日までに契約締結に至らない場合は、貸付申込は失効します。